徳島県改善エキスパート認定事業実施要綱

（目　的）

第１条　改善エキスパート認定事業（以下「認定事業」という。）は、企業内における改善活動の推進・指導に関する管理技術に優れた者を改善エキスパートとして認定し、その社会的評価を高め、改善活動に関する技術を継承・発展させ、後進者の確保及び育成を促すことにより、本県企業の競争力強化を図ることを目的とする。

（認定委員会）

第２条　改善エキスパートの認定は、徳島県改善エキスパート認定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

２　委員会は、別表１の機関で構成する。

３　委員会の委員長は、徳島県知事とする。

（認定審査会）

第３条　改善エキスパートの適格性等を審査するために、委員会に改善エキスパート認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の委員は、委員会の構成機関から選任された者のほか、学識経験者及び有識者若干名で構成する。

３　審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

（認定要件）

第４条　改善エキスパートの認定は、徳島県内の企業、団体及びその他の組織（以下「組織」という。）に所属し、かつ自ら改善活動を実施している者のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に対して行うものとする。

（１）組織における改善活動の取組に関し、原則として３年以上の実務経験を有していること。

（２）改善活動の推進・指導に必要な知識や指導力を有すると認められること。

（３）改善エキスパートとして、十分な改善実績を有すると認められること。

（４）新たな改善手法等に関する知識の習得、後進の指導及び育成等の取組について、積極的な意欲を有していると認められること。

（認定手続き）

第５条　改善エキスパートの認定を受けようとする者は、別表２に定めるいずれかの機関を経由して、申請書（様式第１号）及び所属組織推薦書（様式第２号）を事務局に提出するものとする。

２　委員会は、申請書及び所属組織推薦書の提出があった場合は、審査会の審査を経て、前条の認定要件を満たしていると認められる者を改善エキスパートとして認定するものとする。

３　委員会は、改善エキスパートに対して、認定証を授与する。

（責務）
第６条　改善エキスパートは、所属する組織で改善活動に積極的に取り組む責務を有するほか、改善活動の推進及び指導に係る対外的な取組に協力するものとする。
２　改善エキスパートが所属する組織並びに委員会及びその構成機関は、改善活動に関する管理技術の継承・発展及び優れた人材の確保・育成を図るため、改善エキスパートの積極的な活用に務めるものとする。

（実績報告）
第７条　改善エキスパートは、毎年度、４月末日までに前年度の活動実績を記した改善エキスパート活動状況報告書（様式第３号）を委員会に提出しなければならない。

（能力の維持）
第８条　改善エキスパートは、毎年度、委員会が指定する能力維持研修を受講しなければならない。
２　やむをえない事情により前項の能力維持研修を受講することができない者が、委員会が相当と認める研修を受講した場合には、前項の能力維持研修を受講したものとみなす。

（認定の取り消し）
第９条　委員会は、次の各号の要件に該当する場合は、改善エキスパートの認定を取り消すことができる。
（１）改善エキスパートから、認定の取り消しの申請があった場合
（２）改善エキスパートが、第４条の認定要件を満たしていないと認められる場合
（３）前号のほか、改善エキスパートとして不適格であると認められる場合
２　委員会は、前項による認定の取り消しに当たっては、審査会の意見を聴くことができる。

（事務局）
第１０条　委員会及び審査会の事務局は、公益財団法人とくしま産業振興機構（以下「機構」という。）に置く。
２　委員会、審査会及び改善エキスパートの募集等に関する事務は、機構において行う。

（運　用）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成１６年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年５月１日から施行する。

（別表１）

機　　関　　名
徳　島　県 徳島県商工会議所連合会 徳島県商工会連合会 徳島県中小企業団体中央会 徳島県KAIZEN研究会 公益財団法人とくしま産業振興機構

（別表２）

経由機関名
徳島県商工会議所連合会 徳島県商工会連合会 徳島県中小企業団体中央会 公益財団法人とくしま産業振興機構